

市税概要

平成18年度



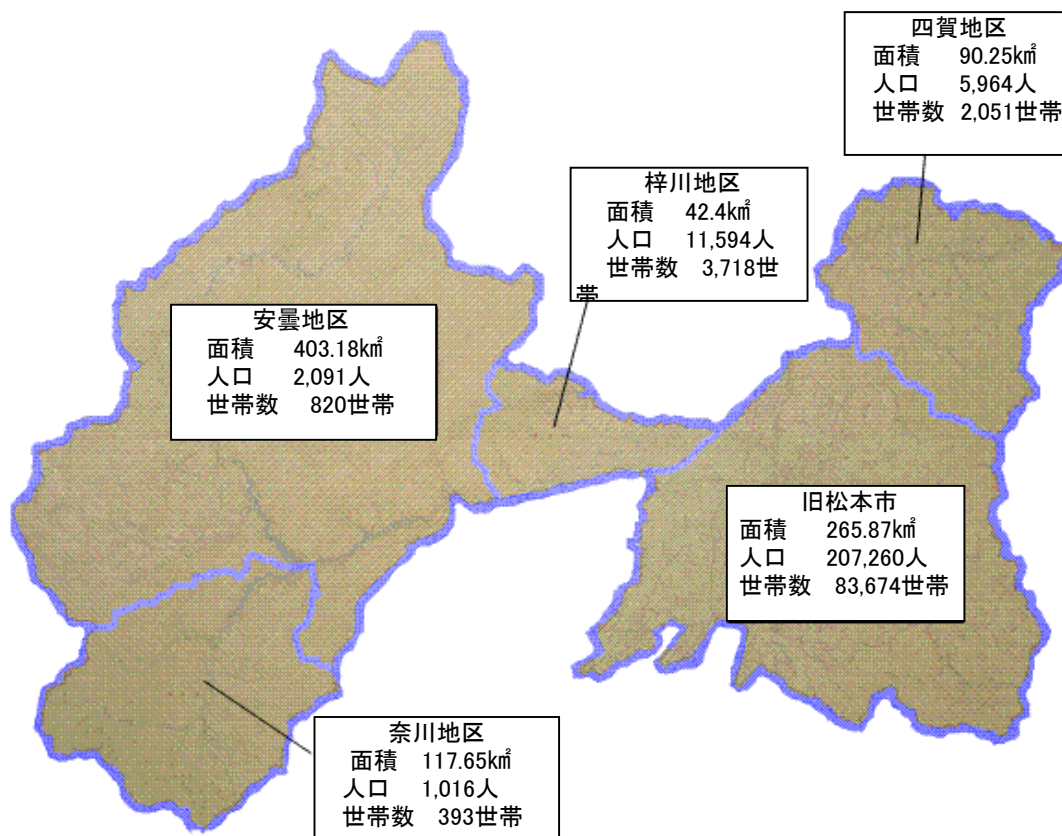
松 本 市

はじめに

平成17年4月1日、松本市は 四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と合併し新松本市がスタートしました。人口は227,925人、面積は919.35km²で広さは県下最大です。

松本市の人口(平成18年4月1日現在)

面積	919.35km ²
人口	227,925人
世帯数	90,656世帯



男女別・年齢三区分別人口

(単位:人)

	男	女	歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	101,674	105,586	30,609	133,077	43,574	207,260
四賀地区	2,890	3,074	659	3,372	1,933	5,964
安曇地区	1,055	1,036	229	1,279	583	2,091
奈川地区	490	526	120	542	354	1,016
梓川地区	5,677	5,917	1,766	7,206	2,622	11,594
合計	111,786	116,139	33,383	145,476	49,066	227,925

目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	18年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	17年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	18年度課税状況調（当初）	14
5	18年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	特別土地保有税	27
3	入湯税	27
4	都市計画税	27
5	国民健康保険税	27
6	軽自動車税	28
7	利子割交付金	30
8	配当割交付金	30
9	株式等譲渡所得割交付金	30
10	ゴルフ場利用税交付金	30
11	特別地方消費税交付金	30
12	口座振替納付の状況	31
13	市税の徴収に要する経費	32
14	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

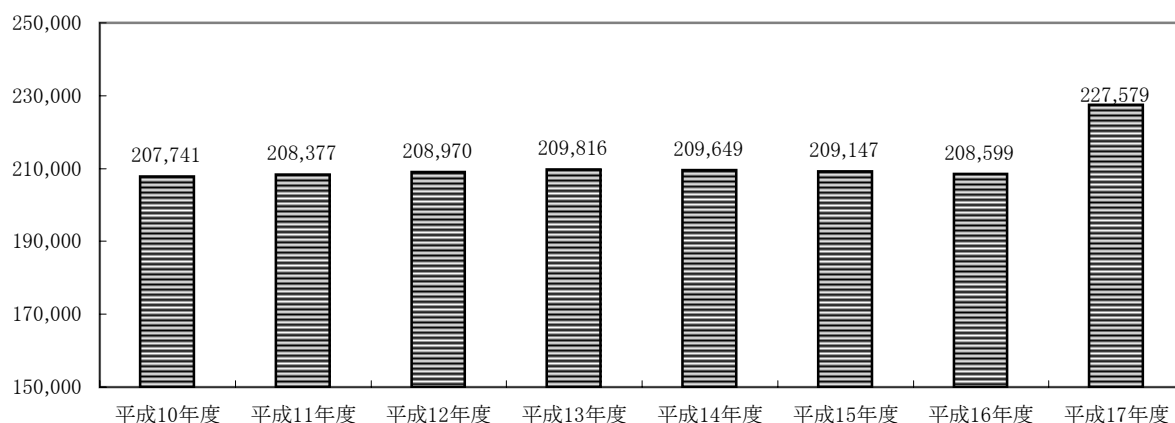
I 市の概要

1 人口・世帯の推移

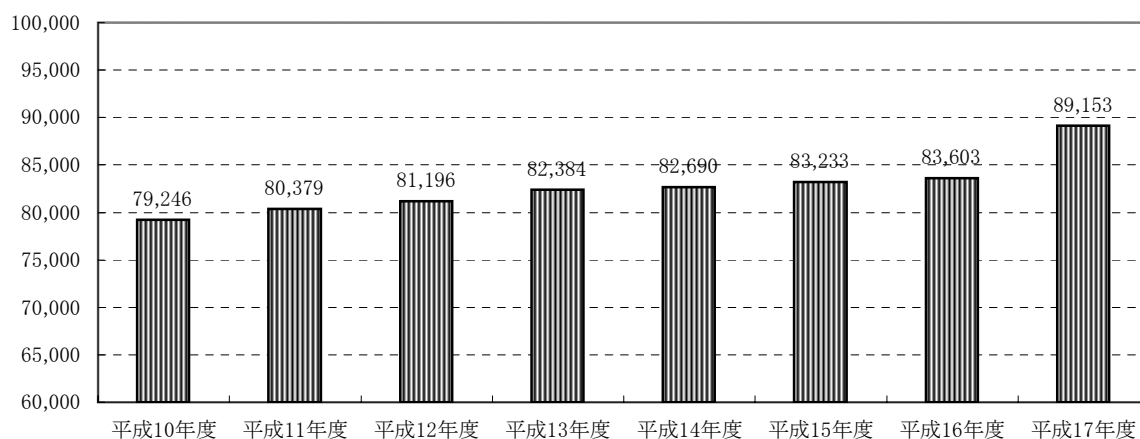
面積（合併前） 265.87K㎡
 （合併後） 919.35K㎡

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1K㎡当たり)
		男	女	計		
平成10年度	79,246	102,947	104,794	207,741	2.6	781
平成11年度	80,379	103,212	105,165	208,377	2.6	784
平成12年度	81,196	103,534	105,436	208,970	2.6	786
平成13年度	82,384	104,058	105,758	209,816	2.5	789
平成14年度	82,690	103,838	105,811	209,649	2.5	789
平成15年度	83,233	103,417	105,730	209,147	2.5	787
平成16年度	83,603	103,151	105,448	208,599	2.5	785
平成17年度	89,153	112,066	115,513	227,579	2.6	856
平成18年度	90,656	111,786	116,139	227,925	2.5	248

備考 国勢調査に基づく数値（平成18年度は4月1日現在）



【人 口】



【世 帯】

2 市の予算と決算

(1) 平成18年度一般会計当初予算

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	81,230,000	100.0	合 計	81,230,000	100.0
1 市 税	33,811,000	41.6	1 議 会 費	503,170	0.6
2 地 方 譲 与 税	2,667,700	3.3	2 総 務 費	7,713,400	9.5
3 利 子 割 交 付 金	98,000	0.1	3 民 生 費	20,569,910	25.3
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,840,000	3.5	4 衛 生 費	5,527,730	6.8
5 ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	5 労 働 費	375,330	0.5
6 特別地方消費税交付金	10	0.0	6 農 林 水 産 業 費	3,123,770	3.8
7 自動車取得税交付金	425,000	0.5	7 商 工 費	7,456,080	9.2
8 配 当 割 交 付 金	44,000	0.1	8 土 木 費	11,015,880	13.6
9 株式等譲渡所得割交付金	44,000	0.1	9 消 防 費	2,393,770	2.9
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	16,000	0.0	10 教 育 費	8,586,140	10.6
11 地方特例交付金	998,000	1.2	11 災 害 復 旧 費	25,100	0.0
12 地 方 交 付 税	11,833,000	14.6	12 公 債 費	11,200,340	13.8
13 交通安全対策特別交付金	72,000	0.1	13 諸 支 出 金	2,589,380	3.2
14 分担金及び負担金	1,692,300	2.1	14 予 備 費	150,000	0.2
15 使用料及び手数料	1,916,190	2.4			
16 国 庫 支 出 金	7,263,210	8.9			
17 県 支 出 金	2,947,670	3.6			
18 財 産 収 入	319,920	0.4			
19 寄 附 金	5,970	0.0			
20 繰 入 金	842,280	1.0			
21 繰 越 金	30,000	0.0			
22 諸 収 入	6,315,850	7.8			
23 市 債	7,007,900	8.6			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0
にならない場合があります。

(2) 平成17年度一般会計決算状況

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	88,220,232	100.0	合 計	86,290,875	100.0
1 市 税	33,580,463	38.1	1 議 会 費	491,262	0.6
2 地 方 譲 与 税	1,898,491	2.2	2 総 務 費	9,730,034	11.3
3 利 子 割 交 付 金	185,843	0.2	3 民 生 費	19,953,948	23.1
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,705,781	3.1	4 衛 生 費	6,175,283	7.2
5 ゴルフ場利用税交付金	41,418	0.0	5 労 働 費	373,326	0.4
6 特別地方消費税交付金	0	0.0	6 農 林 水 産 業 費	2,968,940	3.4
7 自動車取得税交付金	432,493	0.5	7 商 工 費	7,199,734	8.3
8 配 当 割 交 付 金	58,382	0.1	8 土 木 費	12,251,391	14.2
9 株式等譲渡所得割交付金	96,993	0.1	9 消 防 費	2,331,506	2.7
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	16,334	0.0	10 教 育 費	9,854,863	11.4
11 地方特例交付金	1,199,546	1.4	11 災 害 復 旧 費	1,025,715	1.2
12 地 方 交 付 税	13,525,199	15.3	12 公 債 費	11,001,867	12.7
13 交通安全対策特別交付金	64,622	0.1	13 諸 支 出 金	2,933,006	3.4
14 分担金及び負担金	1,415,518	1.6	14 予 備 費	0	0.0
15 使用料及び手数料	1,870,272	2.1			
16 国 庫 支 出 金	9,398,292	10.7			
17 県 支 出 金	3,195,523	3.6			
18 財 産 収 入	677,910	0.8			
19 寄 附 金	9,314	0.0			
20 繰 入 金	1,112,502	1.3			
21 繰 越 金	1,346,730	1.5			
22 諸 収 入	6,452,206	7.3			
23 市 債	8,936,400	10.1			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0
にならない場合があります。

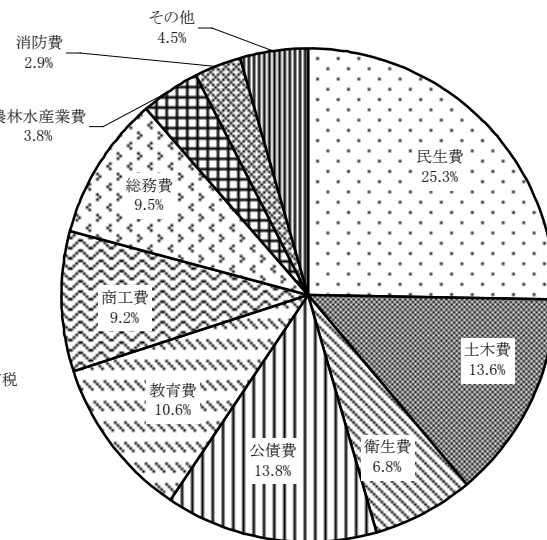
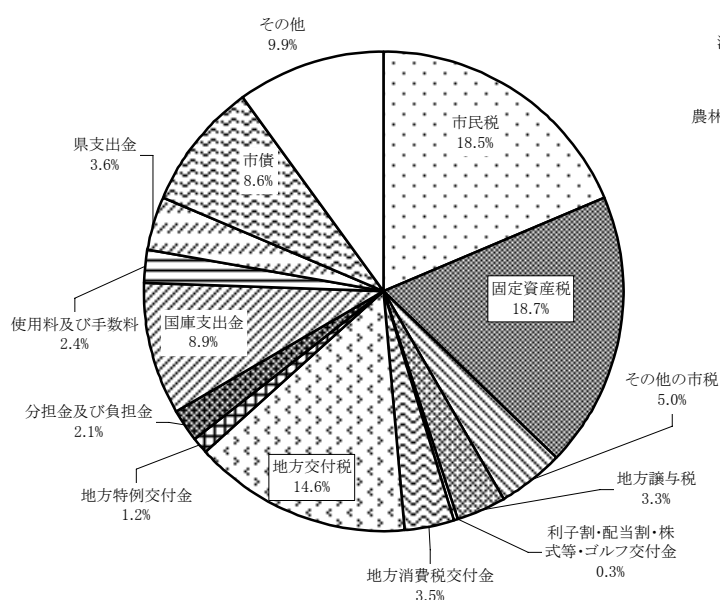
平成18年度一般会計当初予算

歳入

81,230,000千円

歳出

81,230,000千円



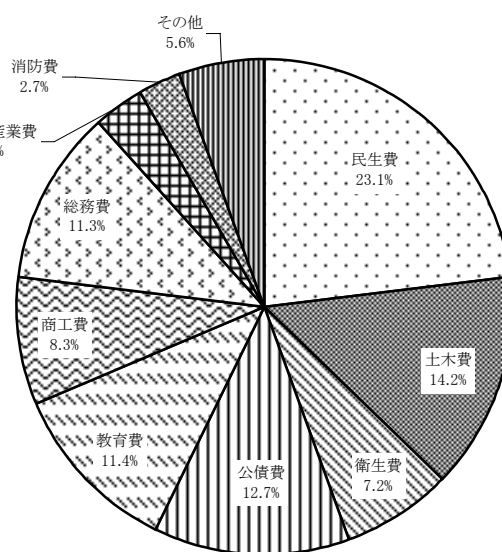
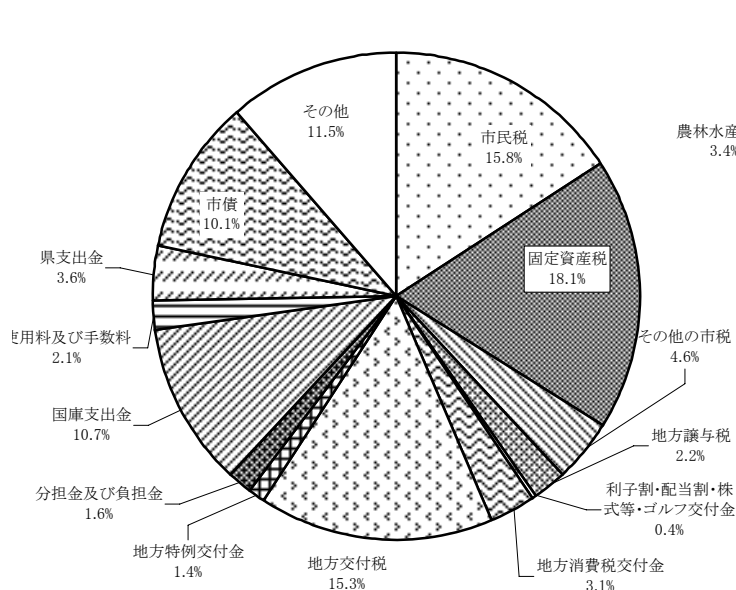
平成17年度一般会計決算額

歳入

88,220,232千円

歳出

86,290,875千円



3 税務機構と事務分掌

(平成18年4月現在)

区分	係	課長	係長	主任査	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌	
財 政 部	市民 税 課		1						1		
		庶務係	1		4	3	1		1	10	税制研究、市税統計、予算、諸証明、市民税(特別徴収)・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務 ※ 部課長が庶務係長事務取扱
		市民税係		2	3	9	3	0		17	市民税(普通徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	2	2	7	12	4	0	1	28	
	資産 税 課		1							1	
		庶務係		1	2	①			1	6	税制研究、市税統計、予算、公図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金及び納付金、各係に属さない事務
		土地係		1	3	2	2			8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価、土地の異動整理
		家屋係		(1) 1	1	① 7	2		2	13	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、家屋の異動整理
		計	1	3	6	11	4	0	3	28	※ ○内の数字は育休(再掲)
	納 税 課		1							1	
		庶務係		(1) 1	1	1	4			7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、他の係に属さない事務
		整理担当		(8) 12	6	4	1	1	4	28	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計		1	13	7	5	5	1	4	36		

健康 福祉 部	保 險 課		1						1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当	1	(3) 3	2	6	5	2	18		37
		計	2	3	2	6	5	2	18		38

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 18年度市税の当初予算

区 分		平成18年度 当初予算額(A)	平成17年度 当初予算額(B)	平成17年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 33,811,000	千円 33,733,590	千円 33,570,260	% 0.2	
1	市 民 税	15,013,000	13,891,880	13,898,550	8.1	
(1)	個 人	現年課税分	10,055,000	9,062,290	9,213,930	11.0
		滞納繰越分	127,000	118,940	115,940	6.8
(2)	法 人	現年課税分	4,816,000	4,696,090	4,555,120	2.6
		滞納繰越分	15,000	14,560	13,560	3.0
2	固 定 資 産 税	15,182,000	16,154,580	16,006,580	△ 6.0	
(1)	純固定資産税	現年課税分	14,830,000	15,780,660	15,668,660	△ 6.0
		滞納繰越分	197,000	216,070	181,070	△ 8.8
(2)	交付金及び納付金	155,000	157,850	156,850	△ 1.8	
3	軽自動車税	374,000	357,360	357,360	4.7	
		現年課税分	370,000	354,150	354,150	4.5
		滞納繰越分	4,000	3,210	3,210	24.6
4	市たばこ税	1,505,000	1,458,920	1,458,920	3.2	
5	特別土地保有税	0	1,230	1,230	△ 100.0	
		現年課税分	0	0	-	
		滞納繰越分	0	1,230	△ 100.0	
6	入 湯 税	97,000	106,620	107,620	△ 9.0	
		現年課税分	97,000	106,620	△ 9.0	
		滞納繰越分	0	1,000	-	
7	都市計画税	1,640,000	1,763,000	1,740,000	△ 7.0	
		現年課税分	1,617,000	1,738,000	△ 7.0	
		滞納繰越分	23,000	25,000	△ 8.0	
国民健康保険税		6,720,070	6,474,200	6,134,430	3.8	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	4,667,170	4,654,490	4,460,880	0.3
		滞納繰越分	206,390	218,560	205,200	△ 5.6
	(イ)退職分	現年課税分	1,401,380	1,144,880	1,087,820	22.4
		滞納繰越分	10,530	11,240	15,250	△ 6.3
(2)介護分	(ア)一般分	現年課税分	322,460	329,040	263,830	△ 2.0
		滞納繰越分	20,200	17,850	18,760	13.2
	(イ)退職分	現年課税分	90,990	97,050	81,150	△ 6.2
		滞納繰越分	950	1,090	1,540	△ 12.8

2 税目別決算額比較表

科 目	平 成 14 年 度					平 成 15 年 度			
	決 算 額					決 算 額			
	調定額	伸 率	収 入 額	伸 率	徴収率	調定額	伸 率	収 入 額	伸 率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	34,104,634	△ 3.0	31,995,517	△ 3.4	93.8	32,934,191	△ 3.4	30,861,685	△ 3.5
現年課税分	32,408,544	△ 3.1	31,787,464	△ 3.5	98.1	31,103,700	△ 4.0	30,554,910	△ 3.9
滞納繰越分	1,696,090	△ 0.2	208,053	17.5	12.3	1,830,491	7.9	306,775	47.5
1 市 民 税	14,470,247	△ 7.3	13,619,700	△ 8.2	94.1	13,893,038	△ 4.0	13,094,849	△ 3.9
現年課税分	13,763,291	△ 7.7	13,534,774	△ 8.1	98.3	13,154,182	△ 4.4	12,987,206	△ 4.0
滞納繰越分	706,956	1.0	84,926	△ 9.4	12.0	738,856	4.5	107,643	26.7
2 固 定 資 産 税	15,945,747	0.8	14,849,439	0.8	93.1	15,402,655	△ 3.4	14,288,989	△ 3.8
現年課税分	15,077,958	0.9	14,742,357	0.5	97.8	14,452,652	△ 4.1	14,120,120	△ 4.2
滞納繰越分	867,789	△ 1.3	107,082	48.6	12.3	950,003	9.5	168,869	57.7
3 軽自動車税	299,396	4.1	284,827	3.4	95.1	311,733	4.1	295,126	3.6
現年課税分	288,343	3.6	282,587	3.3	98.0	298,959	3.7	292,480	3.5
滞納繰越分	11,053	21.1	2,240	12.8	20.3	12,774	15.6	2,646	18.1
4 市たばこ税	1,340,374	△ 4.0	1,340,374	△ 4.0	100.0	1,365,836	1.9	1,365,836	1.9
現年課税分	1,340,374	△ 4.0	1,340,374	△ 4.0	100.0	1,365,836	1.9	1,365,836	1.9
滞納繰越分	0	—	0	—	—	0	—	0	—
5 特別土地保有税	15,829	△ 13.2	7,894	△ 56.7	49.9	7,935	△ 49.9	5,920	△ 25.0
現年課税分	15,829	△ 13.2	7,894	△ 56.7	49.9	—	—	—	—
滞納繰越分	0	—	0	—	—	7,935	—	5,920	—
6 入 湯 税	67,451	△ 1.1	67,451	△ 1.1	100.0	62,974	△ 6.6	62,878	△ 6.8
現年課税分	67,451	△ 1.1	67,451	△ 1.1	100.0	62,974	△ 6.6	62,878	△ 6.8
滞納繰越分	0	—	0	—	—	0	—	0	—
7 都 市 計 画 税	1,965,590	0.7	1,825,832	0.7	92.9	1,890,020	△ 3.8	1,748,087	△ 4.3
現年課税分	1,855,298	0.9	1,812,027	0.5	97.7	1,769,097	△ 4.6	1,726,390	△ 4.7
滞納繰越分	110,292	△ 1.3	13,805	48.5	12.5	120,923	9.6	21,697	57.2
国民健康保険税	6,711,149	5.0	5,148,371	2.0	76.7	6,806,899	1.4	5,127,871	△ 0.4
現年課税分	5,442,015	2.7	5,030,880	2.0	92.4	5,379,953	△ 1.1	4,986,504	△ 0.9
滞納繰越分	1,269,134	15.9	117,491	1.3	9.3	1,426,946	12.4	141,367	20.3

	平成16年度					平成17年度				
	決算額					決算額				
徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
93.7	33,020,275	0.3	30,898,022	0.1	93.6	35,751,893	8.3	33,580,463	8.7	93.93
98.2	31,176,698	0.2	30,601,131	0.2	98.2	33,837,091	8.5	33,235,469	8.6	98.22
16.8	1,843,577	0.7	296,891	△ 3.2	16.1	1,914,802	3.9	344,994	16.2	18.02
94.3	13,772,413	△ 0.9	13,009,335	△ 0.7	94.5	14,744,922	7.1	13,977,704	7.4	94.80
98.7	13,093,312	△ 0.5	12,903,298	△ 0.6	98.5	14,051,290	7.3	13,849,542	7.3	98.56
14.6	679,101	△ 8.1	106,037	△ 1.5	15.6	693,632	2.1	128,162	20.9	18.48
92.8	15,584,088	1.2	14,395,453	0.7	92.4	17,195,994	10.3	15,962,408	10.9	92.83
97.7	14,566,377	0.8	14,228,998	0.8	97.7	16,124,030	10.7	15,774,697	10.9	97.83
17.8	1,017,711	7.1	166,455	△ 1.4	16.4	1,071,964	5.3	187,711	12.8	17.51
94.7	324,388	4.1	304,958	3.3	94.0	381,744	17.7	359,598	17.9	94.20
97.8	309,350	3.5	301,803	3.2	97.6	363,074	17.4	355,186	17.7	97.83
20.7	15,038	17.7	3,155	19.2	21.0	18,670	24.2	4,412	39.8	23.63
100.0	1,385,255	1.4	1,385,255	1.4	100.0	1,446,316	4.4	1,446,316	4.4	100.00
100.0	1,385,255	1.4	1,385,255	1.4	100.0	1,446,316	4.4	1,446,316	4.4	100.00
—	0	—	0	—	—	0	—	0	—	—
74.6	2,015	△ 74.6	0	△ 100.0	0.0	2,015	0.0	1,782	100.0	88.44
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74.6	2,015	—	0	—	0.0	2,015	0.0	1,782	100.0	88.44
99.8	59,407	△ 5.7	57,925	△ 7.9	97.5	101,990	71.7	99,408	71.6	97.47
99.8	59,310	△ 5.8	57,828	△ 8.0	97.5	100,167	68.9	98,471	70.3	98.31
—	97	100.0	97	100.0	100.0	1,823	100.0	937	100.0	51.40
92.5	1,892,709	0.1	1,745,096	△ 0.2	92.2	1,878,912	△ 0.7	1,733,247	△ 0.7	92.25
97.6	1,763,094	△ 0.3	1,723,949	△ 0.1	97.8	1,752,214	△ 0.6	1,711,257	△ 0.7	97.66
17.9	129,615	7.2	21,147	△ 2.5	16.3	126,698	△ 2.3	21,990	4.0	17.36
75.3	7,405,669	8.8	5,757,976	12.3	77.8	8,090,245	9.2	6,280,416	9.1	77.63
92.7	6,075,372	12.9	5,585,289	12.0	91.9	6,553,017	7.9	6,044,064	8.2	92.23
9.9	1,330,297	△ 6.8	172,687	22.2	13.0	1,537,228	15.6	236,352	36.9	15.38

3 17年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 33,837,091	千円 1,914,802	千円 35,751,893	千円 33,235,469
普 通 税	計	31,984,710	1,786,281	33,770,991	31,425,741
	1 市 民 税	14,051,290	693,632	14,744,922	13,849,542
	(1) 個人均等割	279,599	18,281	297,880	274,539
	(2) 個人所得割	9,222,811	595,165	9,817,976	9,046,843
	(上記のうち退職所得分)	108,668	—	108,668	108,668
	(3) 法人均等割	1,180,087	20,802	1,200,889	1,174,605
	(4) 法人税割	3,368,793	59,384	3,428,177	3,353,555
	2 固 定 資 産 税	16,124,030	1,071,964	17,195,994	15,774,697
	(1) 純固定資産税	15,967,313	1,071,964	17,039,277	15,617,980
	ア土地	5,786,815	388,497	6,175,312	5,659,956
	イ家屋	7,335,582	492,474	7,828,056	7,174,900
	ウ償却資産	2,844,916	190,993	3,035,909	2,783,124
	(2) 交付金及び納付金	156,717	—	156,717	156,717
	3 軽自動車税	363,074	18,670	381,744	355,186
	4 市たばこ税	1,446,316	—	1,446,316	1,446,316
5 特別土地保有税	—	2,015	2,015	—	
(1) 保有分	—	2,015	2,015	—	
(2) 取得分	—	0	0	—	
(3) 遊休土地分	—	0	0	—	
目	計	1,852,381	128,521	1,980,902	1,809,728
的 税	1 入 湯 税	100,167	1,823	101,990	98,471
	2 都 市 計 画 税	1,752,214	126,698	1,878,912	1,711,257
	(1) 土 地	923,009	66,740	989,749	901,490
(2) 家 屋	829,205	59,958	889,163	809,767	
国民健康保険税		6,553,017	1,537,228	8,090,245	6,044,064

入 額		徴 収 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度 (F)/(C)×100
千円	千円	%	%	%	%
344,994	33,580,463	98.22	18.02	93.93	93.57
322,067	31,747,808	98.25	18.03	94.01	93.65
128,162	13,977,704	98.56	18.48	94.80	94.46
3,408	277,947	98.19	18.64	93.31	92.52
110,943	9,157,786	98.09	18.64	93.28	92.69
—	108,668	100.00	—	100.00	100.00
3,583	1,178,188	99.54	17.22	98.11	98.10
10,228	3,363,783	99.55	17.22	98.12	98.10
187,711	15,962,408	97.83	17.51	92.83	92.37
187,711	15,805,691	97.81	17.51	92.76	92.30
68,026	5,727,982	97.81	17.51	92.76	92.31
86,235	7,261,135	97.81	17.51	92.76	92.30
33,450	2,816,574	97.83	17.51	92.78	92.27
—	156,717	100.00	—	100.00	100.00
4,412	359,598	97.83	23.63	94.20	94.01
—	1,446,316	100.00	—	100.00	100.00
1,782	1,782	—	88.44	88.44	0.00
1,782	1,782	—	88.44	88.44	0.00
0	0	—	—	—	—
0	0	—	—	—	—
22,927	1,832,655	97.70	17.84	92.52	92.36
937	99,408	98.31	51.40	97.47	97.51
21,990	1,733,247	97.66	17.36	92.25	92.20
11,584	913,074	97.67	17.36	92.25	92.20
10,406	820,173	97.66	17.36	92.24	92.21
236,352	6,280,416	92.23	15.38	77.63	77.75

4 市税負担状況調

区分	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率
人口一人当たり	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
市税総額	160,554	△ 1.1	155,294	△ 3.3	149,335	△ 3.8	150,003	0.4	148,457	△ 1.0
市民税個人	47,843	△ 1.6	47,095	△ 1.6	43,503	△ 7.6	41,656	△ 4.2	41,691	0.1
純固定資産税	71,111	0.7	71,652	0.8	68,773	△ 4.0	69,379	0.9	70,055	1.0
その他の税	41,599	△ 3.4	36,547	△ 12.1	37,059	1.4	38,968	5.2	36,711	△ 5.8
一世帯当たり	412,875	△ 1.7	397,388	△ 3.8	379,475	△ 4.5	377,392	△ 0.5	373,247	△ 1.1
市税総額	123,032	△ 2.2	120,514	△ 2.0	110,546	△ 8.3	104,803	△ 5.2	104,818	0.0
市民税個人	182,867	0.0	183,353	0.3	174,760	△ 4.7	174,549	△ 0.1	176,131	0.9
純固定資産税	106,976	△ 4.0	93,521	△ 12.6	94,170	0.7	98,040	4.1	92,298	△ 5.9

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		16 年 度	17 年 度	18 年 度
		人	人	人
合 計	納 税 義 務 者 数	91,860	101,856	108,897
	均 等 割 の み	5,729	6,208	6,791
	所 得 割 の み	15,411	0	0
	均等割・所得割合算	70,720	95,648	102,106
特別徴収	納 税 義 務 者 数	55,326	59,430	60,062
	均 等 割 の み	976	1,067	1,211
	所 得 割 の み	8,824	0	0
	均等割・所得割合算	45,526	58,363	58,851
普通徴収	納 税 義 務 者 数	36,534	42,426	48,835
	均 等 割 の み	4,753	5,141	5,580
	所 得 割 の み	6,587	0	0
	均等割・所得割合算	25,194	37,285	43,255
特別徴収義務者		5,884	7,551	6,007

備考 課税状況の調2・3表によります。

(2) 県民税(個人)

区 分		16 年 度	17 年 度	18 年 度
		人	人	人
	納 税 義 務 者 数	91,799	101,864	108,904
	均 等 割 の み	5,807	6,347	6,993
	所 得 割 の み	15,350	0	0
	均等割・所得割合算	70,642	95,517	101,911

2 年度別調定額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		16 年 度	17 年 度	18 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	181,373,069	203,340,932	211,533,964
	所 得 割	8,137,340	9,081,221	9,820,422
	均 等 割	229,347	277,511	315,644
	計	8,366,687	9,358,732	10,136,066
特 別 徴 収	課 税 所 得 金 額	132,020,075	145,772,115	147,864,203
	所 得 割	5,833,379	6,465,546	6,956,849
	均 等 割	139,506	163,890	179,682
	計	5,972,885	6,629,436	7,136,531
普 通 徴 収	課 税 所 得 金 額	49,352,994	57,568,817	63,669,761
	所 得 割	2,303,961	2,615,675	2,863,573
	均 等 割	89,841	113,621	135,962
	計	2,393,802	2,729,296	2,999,535

備考 所得割は特別減税、定率控除後

(2) 県民税(個人)

区 分		16 年 度	17 年 度	18 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	181,373,069	203,340,932	211,533,964
	所 得 割	3,343,011	3,724,333	4,089,425
	均 等 割	76,449	92,504	105,031
	計	3,419,460	3,816,837	4,194,456
特 別 徴 収	課 税 所 得 金 額	132,020,075	145,772,115	147,864,203
	所 得 割	2,381,789	2,626,326	2,835,351
	均 等 割	46,502	54,630	59,886
	計	2,428,291	2,680,956	2,895,237
普 通 徴 収	課 税 所 得 金 額	49,352,994	57,568,817	63,669,761
	所 得 割	961,222	1,098,007	1,254,074
	均 等 割	29,947	37,874	45,145
	計	991,169	1,135,881	1,299,219

備考 各年度当初調定数字(税額は、当初課税による調定額)

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	16 年 度		17 年 度		18 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	72,401	84.1	80,031	83.7	80,859	79.2
営 業 等 所 得 者	3,945	4.6	4,312	4.5	4,438	4.3
農 業 所 得 者	248	0.3	372	0.4	388	0.4
そ の 他 の 所 得 者	8,160	9.5	10,090	10.5	15,366	15.0
譲渡所得者等の所得者	1,377	1.6	843	0.9	1,055	1.0
合 計	86,131	100.0	95,648	100.0	102,106	100.0

(2) 年度別所得割額

区 分	16 年 度		17 年 度		18 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	6,661,773	81.9	7,543,549	83.1	8,002,314	81.5
営 業 等 所 得 者	484,345	6.0	496,427	5.5	526,900	5.4
農 業 所 得 者	17,224	0.2	32,049	0.4	22,837	0.2
そ の 他 の 所 得 者	535,951	6.6	587,161	6.5	822,173	8.4
譲渡所得者等の所得者	438,046	5.4	422,035	4.6	446,198	4.5
合 計	8,137,339	100.0	9,081,221	100.0	9,820,422	100.0
(平 均 税 率)	5.0		5.0		5.0	

備考 課税状況の調第5表～第12表によります。

4 18年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
	人員	均等割額	人員	所得割額
給与所得者	3,574	10,246	0	0
営業等所得者	779	2,099	0	0
農業所得者	142	330	0	0
その他の所得者	2,039	3,749	0	0
家屋敷等のみ	257	771		
計	6,791	17,195	0	0
平成17年度	6,208	16,319	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

5 18年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分 納税義務者数	総所得金額 等(山林所得含)	先物取引 に係る雑 所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係 る譲渡所得	所得合計額
10万円以下	4,043	2,537,113	8,280	1,556,925	28,600	177,035	4,307,953
10万円～100万円	33,404	46,542,376	14,439	536,308	5,700	182,077	47,280,900
100万円～200万円	30,613	75,593,094	13,846	873,417	3,898	221,564	76,705,819
200万円～300万円	15,417	57,707,683	8,863	229,445	5,582	223,867	58,175,440
300万円～400万円	8,245	41,799,502	1,324	349,771	5,355	87,439	42,243,391
400万円～550万円	5,347	34,178,137	43,427	265,827	1,697	150,726	34,639,814
550万円～700万円	1,947	15,549,986	0	122,702	0	79,712	15,752,400
700万円～1,000万円	1,596	16,345,034	0	197,713	0	171,059	16,713,806
1,000万円を超える金額	1,494	29,045,919	1,521	425,597	74	434,963	29,908,074
合計	102,106	319,298,844	91,700	4,557,705	50,906	1,728,442	325,727,597

備考 課税状況の調第12表によります。

均等割と所得割のみを納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
81,288	242,358	8,193,495	84,862	8,446,099
4,468	13,058	540,419	5,247	555,576
389	1,067	22,911	531	24,308
15,961	41,947	1,063,596	18,000	1,109,292
			257	771
102,106	298,430	9,820,421	108,897	10,136,046
95,648	261,175	9,081,221	101,856	9,358,715

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1号法人	39	38	39	48	50
2号法人	12	13	10	12	14
3号法人	605	598	615	659	634
4号法人	67	63	63	65	66
5号法人	420	411	405	428	416
6号法人	117	115	116	118	113
7号法人	1,408	1,387	1,391	1,489	1,431
8号法人	35	34	36	35	37
9号法人	4,831	4,845	4,913	5,254	5,241
合計	7,534	7,504	7,588	8,108	8,002
伸率	0.2%	△0.4%	1.1%	6.9%	△1.3%

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
18年度は6月末現在の数値

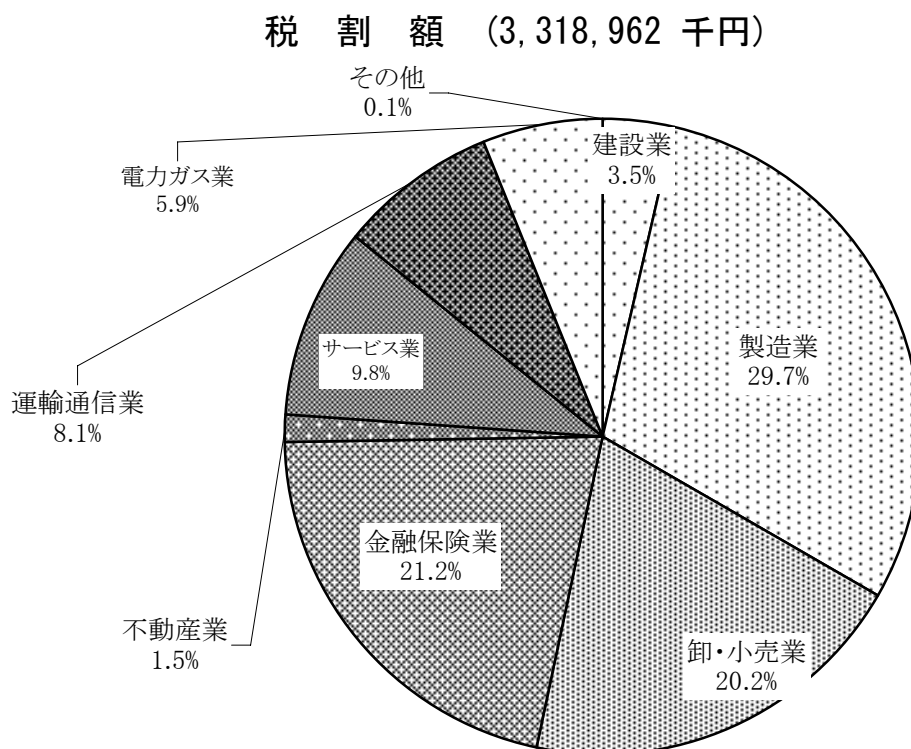
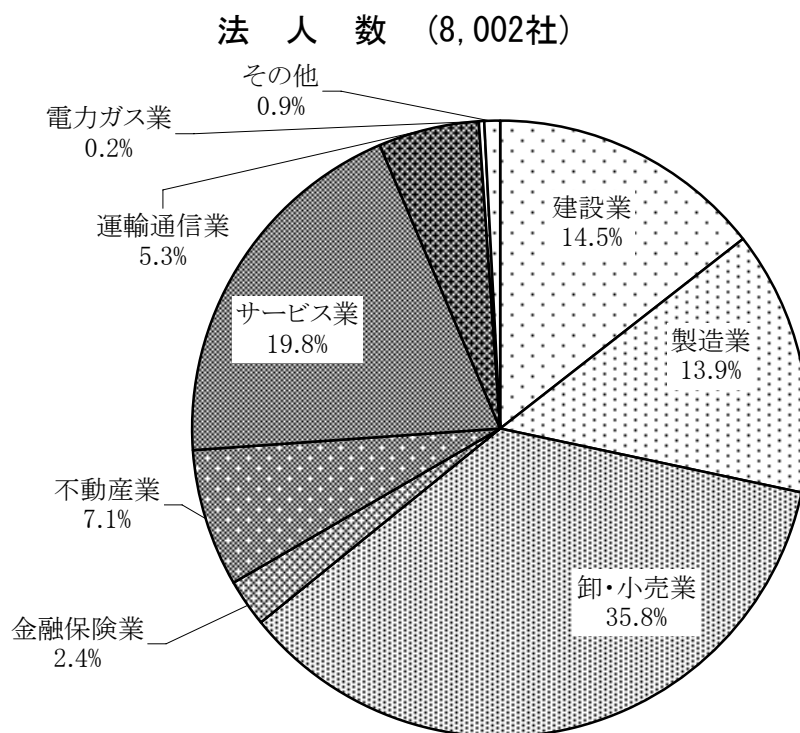
(2) 年度別調定額

(千円)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	
現年度分	税割	2,707,023	2,938,702	3,273,670	3,318,962
	均等割	1,088,848	1,085,020	1,098,329	1,173,097
	計	3,795,871	4,023,722	4,371,999	4,492,059
過年度分	税割	130,635	65,474	65,474	49,831
	均等割	8,406	4,107	4,107	6,990
	計	139,041	69,581	69,581	56,821
合計	税割	2,837,658	3,004,176	3,339,144	3,368,793
	均等割	1,097,254	1,089,127	1,102,436	1,180,087
	計	3,934,912	4,093,303	4,441,580	4,548,880
	伸率	△20.4%	4.0%	8.5%	2.4%

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成17年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
6	△ 4.4 4,203,606	△ 10.0 80,531	△ 4.2 4,123,075	△ 20.1 1,385		△ 52.7 5,521	△ 7.0 690,191
7	0.2 4,209,944	11.3 89,663	△ 0.1 4,120,281	212.3 4,325	皆 増 1,676	△ 96.8 177	△ 26.3 508,591
8	28.7 5,416,416	8.1 96,882	29.1 5,319,534	△ 23.4 3,312	△ 1.7 1,648	568.4 1,183	2.9 523,292
9	△ 8.0 4,985,795	△ 32.1 65,799	△ 7.5 4,919,996	△ 47.4 1,741	△ 79.7 334	△ 15.7 997	△ 5.7 493,543
10	19.5 5,955,643	104.7 134,694	18.3 5,820,949	14.9 2,000	674.6 2,587	5.2 1,049	△ 34.4 323,727
11	△ 30.3 4,148,468	△ 28.7 96,001	△ 30.4 4,052,467	△ 30.5 1,390	81.6 4,697	6.8 1,120	△ 18.9 262,476
12	△ 1.1 4,104,770	21.3 116,413	△ 1.6 3,988,357	43.7 1,998	△ 30.0 3,289	△ 14.2 961	10.9 290,969
13	△ 7.0 3,819,101	△ 33.2 77,785	△ 6.2 3,741,316	△ 18.6 1,626	40.3 4,616	△ 74.6 244	△ 30.6 201,817
14	△ 25.7 2,837,658	67.9 130,635	△ 27.6 2,707,023	0.4 1,633	△ 77.4 1,045	78.7 436	△ 24.0 153,422
15	5.9 3,004,176	△ 49.9 65,474	8.6 2,938,702	△ 64.9 573	305.9 4,242	△ 78.9 92	△ 16.2 128,557
16	10.9 3,331,423	△ 11.8 57,753	11.4 3,273,670	62.1 929	△ 2.1 4,153	1430.4 1,408	△ 14.6 109,733
17	1.1 3,368,793	△ 13.7 49,831	1.4 3,318,962	△ 47.7 486	△ 31.1 2,862	△ 91.5 120	6.0 116,284

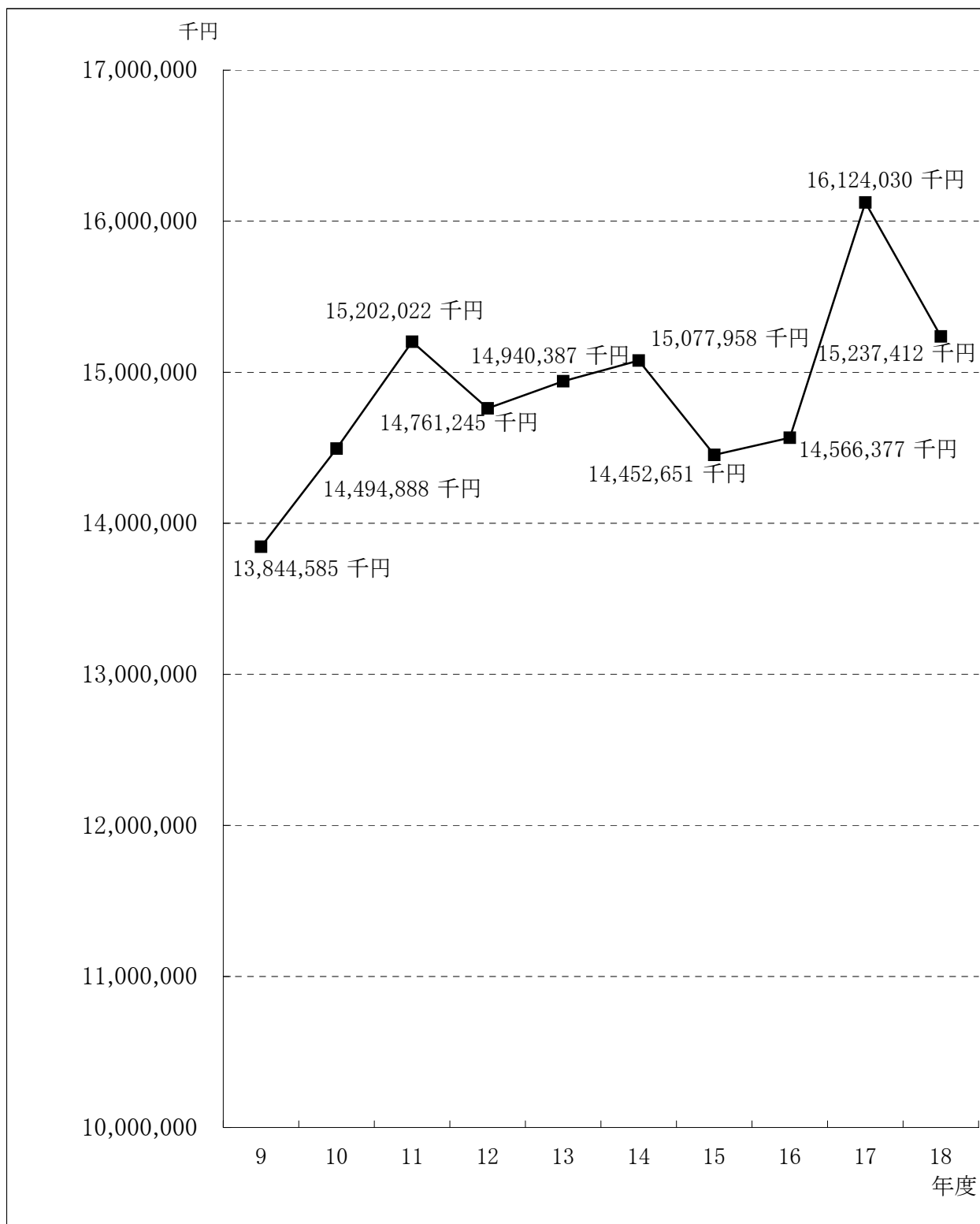
上段 前年対比伸率 %
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸 通信業	電力 ガス業	サービス業
△ 2.3	△ 11.8	△ 3.0	35.5	△ 10.1	△ 10.9	11.9
1,192,221	886,786	577,812	97,897	166,401	87,956	416,905
4.1	△ 0.1	22.5	△ 18.6	△ 7.8	92.3	△ 11.7
1,241,245	885,690	707,978	79,734	153,381	169,150	368,334
19.9	13.9	96.5	26.6	74.5	△ 45.2	19.6
1,488,473	1,008,935	1,391,047	100,955	267,581	92,641	440,467
11.6	△ 6.9	△ 26.9	△ 20.5	△ 8.2	△ 34.9	△ 4.7
1,660,813	939,234	1,017,498	80,269	245,609	60,335	419,623
42.2	△ 23.2	61.3	△ 2.0	△ 39.2	96.7	0.2
2,362,395	721,284	1,640,964	78,637	149,341	118,693	420,272
△ 38.8	△ 0.5	△ 52.5	△ 16.8	59.4	△ 11.7	3.0
1,444,999	717,406	779,134	65,412	238,093	104,803	432,937
△ 5.5	3.5	0.1	36.5	△ 17.7	9.0	△ 6.6
1,365,192	742,247	779,899	89,320	195,923	114,197	404,362
△ 3.6	10.5	△ 22.3	△ 35.5	△ 24.3	11.5	13.3
1,315,577	819,906	606,268	57,621	148,258	127,323	458,058
△ 37.4	△ 26.3	△ 44.0	△ 7.8	7.4	23.7	△ 9.9
823,534	604,536	339,378	53,153	159,266	157,513	412,923
10.1	12.8	5.0	19.4	33.7	△ 10.8	7.2
907,018	681,981	356,335	63,474	212,948	140,514	442,850
25.2	△ 1.2	38.9	△ 17.0	△ 16.4	41.1	△ 4.3
1,135,967	673,716	494,784	52,694	177,934	198,252	423,980
△ 13.3	△ 0.7	42.4	△ 4.8	50.7	△ 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 18年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金及び納付金の合計

2 固定資産税の区別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度
課 税 標 準 額	土 地	409,414,589千円	404,904,434千円	413,967,109千円	417,584,795千円
	家 屋	472,436,374	484,156,403	542,279,955	478,953,295
	償 却 資 産	160,597,106	160,287,119	203,255,178	197,622,629
	計	1,042,448,069	1,049,347,956	1,159,502,242	1,094,160,719
税 額	土 地	5,726,060	5,659,289	5,786,815	5,835,990
	家 屋	6,355,266	6,517,483	7,335,582	6,479,884
	償 却 資 産	2,242,841	2,242,932	2,844,916	2,766,057
	計	14,324,167	14,419,704	15,967,313	15,081,931
納 税 義 務 者		70,499人	70,976人	80,177人	80,700人

(注) 1 18年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金及び納付金

区 分	15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度
課 税 標 準 額	9,177,550千円	10,476,744千円	11,194,171千円	11,105,881千円
税 額	128,484	146,673	156,717	155,481
納 税 義 務 者	24人	24人	22人	22人

備考 16年度から税目変更

(3) 固定資産税合計

区 分	15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度
課 税 標 準 額	1,051,625,619千円	1,059,824,700千円	1,170,696,413千円	1,105,266,600千円
税 額	14,452,651	14,566,377	16,124,030	15,237,412

3 土地の概要

納税義務者 56,364人

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	16	113,001	35,844	17,414	28,937
	17	191,148	46,522	31,298	33,963
	18	191,204	46,351	31,169	34,287
評 価 額 ()内は 課税標準額 (千円)	16	(405,042,966) 1,420,163,710	(11,143,783) 73,442,484	(5,426,803) 62,121,682	(332,425,988) 1,175,672,200
	17	(414,204,150) 1,345,982,634	(13,187,248) 67,821,969	(6,160,708) 54,997,448	(338,294,747) 1,121,719,171
	18	(417,601,555) 1,246,371,075	(13,230,986) 60,587,519	(6,359,683) 49,259,419	(341,390,900) 1,044,554,983
筆 数 (筆)	16	256,592	31,690	28,418	168,570
	17	329,600	42,454	48,629	188,404
	18	332,074	42,238	48,419	191,015
提示平均評価額 (円/㎡)	16		151	54	40,974
	17		151	54	37,100
	18		143	47	30,745
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	16	12,109	151 (169)	54 (83)	40,577 (411,740)
	17	6,668	143 (169)	47 (83)	32,822 (362,600)
	18	6,181	143 (169)	47 (83)	30,293 (346,719)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値
 4 H17提示平均評価額は旧松本市のものです。

鉦 泉 地	池 沼	山 林	原 野	雜 種 地
0.272	14	23,851	2,520	4,421
0.438	3,726	60,872	9,487	5,280
0.438	3,725	60,812	10,293	4,567
(84,380) 84,380	(64,127) 103,491	(1,136,256) 2,503,105	(214,930) 704,629	(54,546,699) 105,531,739
(114,066) 131,443	(127,269) 158,100	(1,690,116) 2,660,009	(335,821) 744,981	(54,294,175) 97,749,513
(91,147) 103,664	(124,411) 149,874	(1,698,653) 2,468,898	(452,589) 872,329	(54,253,186) 88,374,389
17	19	13,757	3,812	10,309
34	378	26,718	11,161	11,822
34	373	26,837	12,585	10,573
		25		
		25		
		21		
310,221 (4,206,344)	7,144 (51,965)	26 (35)	256 (61,887)	23,868 (353,430)
300,098 (4,206,344)	42 (47,991)	21 (35)	73 (56,492)	18,264 (314,820)
236,676 (3,117,643)	40 (43,042)	21 (35)	78 (52,676)	19,349 (292,000)

4 家屋の概要

納税義務者数 60,507人

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	16	94,409	14,372 千㎡
	17	112,854	16,381
	18	112,271	16,482
木 造	16	67,723	7,360
	17	81,864	8,672
	18	81,055	8,700
非 木 造	16	26,686	7,011
	17	30,990	7,709
	18	31,216	7,782

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

3 H17提示平均価格は旧松本市のものです。

5 償却資産の概要

納税義務者数 個人 350人
法人 2,367人

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	16	162,430,874 千円
	17	204,193,376
	18	199,743,287
構 築 物	16	18,983,302
	17	21,526,342
	18	22,535,566
機 械 及 び 装 置	16	69,041,155
	17	71,603,988
	18	70,933,732
船 舶	16	303
	17	322
	18	2,668
航 空 機	16	19,912
	17	11,845
	18	7,205
車 両 及 び 運 搬 具	16	610,001
	17	585,106
	18	760,955
工 具 器 具 及 び 備 品	16	33,956,080
	17	37,385,213
	18	35,630,001
法 第 389 条 関 係 分 (配 分)	16	39,820,121
	17	73,080,560
	18	69,873,160

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	提示平均価格	平 均 価 格
484,904,527 千円	㎡当り	㎡当り 33,740 円
543,399,045		33,172
479,777,873		29,109
142,725,588	18,698	19,392
165,830,086	19,339	19,122
140,503,437	15,559	16,150
342,178,939	48,833	48,806
377,568,959	49,622	48,977
339,274,436	43,344	43,596

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
159,697,160 千円	1,191,017 千円	119,773,458 千円
201,940,396	913,927	128,910,763
197,526,394	1,010,719	127,423,124
18,565,734	162,396	18,403,338
21,244,416	186,833	21,057,583
21,967,613	256,445	21,711,168
67,827,644	1,003,982	66,823,662
70,606,828	711,144	69,895,684
70,072,473	739,685	69,332,788
303	0	303
322	0	322
2,668	0	2,668
19,912	0	19,912
11,845	0	11,845
7,205	0	7,205
610,001	0	610,001
585,106	0	585,106
760,955	0	760,955
33,940,881	24,639	33,916,242
37,376,173	15,950	37,360,223
35,622,929	14,589	35,608,340
38,732,685	—	—
72,115,706	—	—
69,092,551	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分		16 年 度	17 年 度	18 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	670	754	695
		床 面 積(m ²)	88,711	96,072	85,008
		決定価格(千円)	4,850,090	5,086,375	4,148,058
	その他	棟 数 (棟)	140	136	153
		床 面 積(m ²)	14,662	12,174	16,413
		決定価格(千円)	715,322	556,482	694,586
木家 造 以 外 の 屋	棟 数 (棟)	436	511	465	
	床 面 積(m ²)	108,687	167,431	149,754	
	決定価格(千円)	8,007,985	12,674,020	11,819,705	
合 計	棟 数 (棟)	1,246	1,401	1,313	
	床 面 積(m ²)	212,060	275,677	251,175	
	決定価格(千円)	13,573,397	18,316,877	16,662,349	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		16 年 度	17 年 度	18 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	575	633	594
		床 面 積(m ²)	39,620	43,245	40,226
		決定価格(千円)	350,317	491,922	447,640
	その他	棟 数 (棟)	584	643	595
		床 面 積(m ²)	43,231	42,368	30,144
		決定価格(千円)	153,243	184,703	105,016
木家 造 以 外 の 屋	棟 数 (棟)	243	296	289	
	床 面 積(m ²)	48,820	43,785	62,055	
	決定価格(千円)	1,197,303	1,821,672	2,359,568	
合 計	棟 数 (棟)	1,402	1,572	1,478	
	床 面 積(m ²)	131,671	129,398	132,425	
	決定価格(千円)	1,700,863	2,498,297	2,912,224	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	15 年 度	16 年 度	17 年 度
消 費 本 数	478,816 千本	468,673 千本	489,462 千本
調 定 額	1,365,836 千円	1,385,255 千円	1,446,316 千円

備考 15年度に税率改正 15年度調定額は、手持品課税分を含む

2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止。

3 入湯税

区 分	15 年 度	16 年 度	17 年 度
課 税 人 員	702,948 人	646,193 人	951,332 人
調 定 額	62,974 千円	59,310 千円	100,167 千円

4 都市計画税

区 分		16 年 度	17 年 度	18 年 度
課 標 準 税 額	土 地	480,422,942 千円	462,651,704 千円	454,800,772 千円
	家 屋	403,669,579 千円	416,208,027 千円	369,156,534 千円
	計	884,092,521 千円	878,859,731 千円	823,957,306 千円
調 定 額		1,763,093 千円	1,752,213 千円	1,641,665 千円
納 税 義 務 者 数		52,248 人	52,751 人	53,540 人

備考 18年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

5 国民健康保険税

区 分	16 年 度	17 年 度	18 年 度
調 定 額	5,962,458 千円	6,440,915 千円	6,500,614 千円
6割軽減対象世帯数	40,592 世帯	45,220 世帯	45,499 世帯
11割軽減対象世帯数	11,425 世帯	12,741 世帯	12,969 世帯
4割軽減対象世帯数	1,624 世帯	1,930 世帯	1,828 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値（介護納付金を含む）

6 軽自動車税

区 分		年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			
			一 般	官 公 署	計 (1)	
総 数		16	70,442 台	355 台	70,797 台	
		17	81,574	455	82,029	
		18	82,524	459	82,983	
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下 (電気動力も含む)	16	14,377	59	14,436	
		17	15,306	61	15,367	
		18	14,806	54	14,860	
	90 cc 以下	16	1,356	31	1,387	
		17	1,493	33	1,526	
		18	1,423	32	1,455	
	125 cc 以下	16	697	5	702	
		17	756	5	761	
		18	770	6	776	
	ミニカー	16	14	0	14	
		17	25	0	25	
		18	44	0	44	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車 (125ccを超え250cc未満)	16	2,934	3	2,937	
		17	3,208	6	3,214	
		18	3,235	9	3,244	
	三 輪 車	16	1	0	1	
		17	3	0	3	
		18	3	0	3	
	四 乗 用 車	営 業 用	16	0	0	0
			17	0	0	0
			18	0	0	0
		自 家 用	16	27,279	28	27,307
			17	32,270	59	32,329
			18	33,844	66	33,910
	貨 物 用 車	営 業 用	16	411	0	411
			17	454	0	454
			18	457	0	457
		自 家 用	16	18,654	197	18,851
	17		21,954	251	22,205	
	18		21,778	250	22,028	
	雪 上 用	16	0	0	0	
		17	2	0	2	
		18	2	0	2	
	農 耕 用	16	1,574	7	1,581	
		17	2,636	11	2,647	
		18	2,668	12	2,680	
小 型 特 殊 (電気動力含む)	16	323	5	328		
	17	400	9	409		
	18	391	9	400		
二 輪 小 型 (250ccを超える)	16	2,822	20	2,842		
	17	3,067	20	3,087		
	18	3,103	21	3,124		

備考 課税状況の調第33表によります。

非課税台数 官公署分(2)	課税免除台数 身障減免等(3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
355 台	418 台	70,024 台	309,434 千円
455	516	81,058	363,093
459	558	81,966	373,155
59	25	14,352	14,352
61	23	15,283	15,283
54	23	14,783	14,783
31	4	1,352	1,622
33	7	1,486	1,783
32	6	1,417	1,700
5	2	695	1,112
5	3	753	1,205
6	3	767	1,227
0	0	14	35
0	0	25	63
0	0	44	110
3	0	2,934	7,042
6	0	3,208	7,699
9	0	3,235	7,764
0	0	1	3
0	0	3	9
0	0	3	9
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
28	240	27,039	194,681
59	286	31,984	230,285
66	320	33,524	241,373
0	2	409	1,227
0	3	451	1,353
0	4	453	1,359
197	145	18,509	74,036
251	193	21,761	87,044
250	201	21,577	86,308
0	0	0	0
0	0	2	5
0	0	2	5
7	0	1,574	2,518
11	1	2,635	4,216
12	1	2,667	4,267
5	0	323	1,518
9	0	400	1,880
9	0	391	1,838
20	0	2,822	11,288
20	0	3,067	12,268
21	0	3,103	12,412

7 利子割交付金

区 分	15 年 度	16 年 度	17 年 度
長 野 県 全 体	2,498,525 千円	2,560,045 千円	1,538,051 千円
松 本 市	278,046 千円	287,301 千円	185,843 千円
按 分 率 3 月 ~ 7 月 分	11.09406 %	11.16586 %	12.04182 %
8 月 ~ 2 月 分	11.16586 %	11.24213 %	12.14527 %

8 配当割交付金

区 分	15 年 度	16 年 度	17 年 度
長 野 県 全 体		300,084 千円	482,274 千円
松 本 市		33,628 千円	58,382 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

9 株式等譲渡所得割交付金

区 分	15 年 度	16 年 度	17 年 度
長 野 県 全 体		349,439 千円	798,626 千円
松 本 市		39,282 千円	96,993 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

10 ゴルフ場利用税交付金

区 分	15 年 度	16 年 度	17 年 度
利 用 人 員	68,592 人	66,546 人	65,741 人
交 付 金	43,213 千円	41,924 千円	41,417 千円

11 特別地方消費税交付金

平成12年3月31日廃止

12 口座振替納付の状況調(17年度振替済分)

税目	期別	合計	件数	調定額に 対する割合	1	2	3	4
					期	期	期	期
市 民 税 (普 通 徴 収)		57,687 件	43.2 %	16,129 件	13,726 件	13,934 件	13,898 件	
		1,913,525 千円	46.8 %	576,993 千円	436,554 千円	443,841 千円	456,137 千円	
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		172,890 件	63.7 %	47,636 件	41,604 件	41,979 件	41,671 件	
		8,401,259 千円	47.4 %	2,667,237 千円	1,908,218 千円	1,916,763 千円	1,909,041 千円	
軽自動車税 (全 期)		21,653 件	39.8 %	21,653 件				
		85,177 千円	23.5 %	85,177 千円				

税目	期別	合計	件数	調定額に 対する割合	1	2	3	4	5	6	7	8	9
					期	期	期	期	期	期	期	期	期
国民健康保険税		229,451 件	57.0 %	24,886 件	25,593	25,633	25,792	25,416	25,653	25,720	25,416	25,454	25,304
		3,868,629 千円	59.0 %	527,860 千円	415,480	417,132	419,031	419,114	419,553	416,460	416,190	417,809	

13 市税の徴収に要する経費

区 分		15 年 度	16 年 度	17 年 度	
税 収 入 額	1 市 税	30,861,685 千円	33,131,419 千円	33,580,463 千円	
	2 個 人 県 民 税	3,644,235	3,960,643	3,828,989	
	3 計	34,505,920	37,092,062	37,409,452	
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	323,983	374,843	352,768	
	5 諸 手 当	179,321	217,011	201,957	
	(1) 超 過 勤 務 手 当	18,520	29,242	28,381	
	(2) 税 務 特 別 手 当	3,118	3,857	482	
	(3) そ の 他 の 手 当	157,683	183,912	173,094	
	6 そ の 他	95,015	109,588	105,206	
	7 小 計	598,319	701,442	659,931	
	8 旅 費	1,202	1,422	1,156	
	9 賃 金	4,834	6,272	4,713	
	10 そ の 他	225,284	323,566	263,144	
	11 小 計	231,320	331,260	269,013	
	報奨金及びこれに類する経費	12 前納報奨金・その他	90	665	96
		13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		14 納税報奨金等	0	0	0
		15 小 計	90	665	96
	そ の 他	16 そ の 他	2,599	11,388	2,545
	17 合 計	832,328	1,044,755	931,585	
県民税徴収取扱費	18 納税通知書による金額	6,737	6,997	7,480	
	19 徴収額による金額	266,811	270,632	253,121	
	20 報奨金額に相当する金額	0	0	0	
	21 合 計	273,548	277,629	260,601	
22 市税に係る徴収費 (17-21)	558,780	767,126	670,984		
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)		2.4 円	2.8 円	2.5 円	
市税に係る徴税経費 (百円当たり)		1.8 円	2.3 円	2.0 円	

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります。(H16年度は、合併4村分を含む)

12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止。

14 証明・閲覧に関する調

(1) 平成17年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租 税 ・ 公 課 に 関 す る 証 明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
土 地 ・ 家 屋 に 関 す る 証 明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住 宅 用 家 屋 証 明	1件	1,300円	
土 地 台 帳 の 閲 覧	1件	300円	土地台帳は地区ごと1件とする
公 図 の 複 写 交 付	1件	300円	1件増すごとに100円加算

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び	営業証明	納税証明	納税証明	資産に關	資産に關	車庫証明	登 記 用 通 知	合 計
	税額証明	(法 人)	(一 般)	(車 検 用)	する証明 (土地・家屋等)	する証明 (加算分)			
15	38,677 (8,028)	1,344	7,782	5,918	11,175 (564)	20,085 (360)	0	9,545	94,527
16	38,415 (8,013)	1,200	7,697	6,032	10,204 (476)	18,466 (400)	0	8,801	90,815
17	40,199 (7,637)	1,058	8,162	7,504	11,963 (412)	24,223 (523)	1	11,021	104,131

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は内数で無料件数を表示

(3) 閲覧及び公図の写し交付状況

(単位 件)

区分	年度	15 年 度	16 年 度	17 年 度
	土地・課税台帳の閲覧		1,188	1,173
公図の閲覧及び複写		2,424	2,570	3,829

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	年度		16																				
	区分																						
収入より 控除	青色専従者	完全給与額																					
	白色専従者	配偶者860,000円 その他500,000円																					
給与所得控除	最低	650,000円																					
	最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)																					
所得 控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と災害関連支出のうち5万円を越える額とのどちらか多い額																					
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費																					
	社会保険料	支払った金額の全額																					
	小規模企業等 共済掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金																					
	生命保険料	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円																					
	(一般の生命保険料 個人年金保険料)																						
	損害保険料	短期契約 最高2,000円、長期契約 最高10,000円、短期及び長期契約 最高 10,000円																					
	寄附金	市・県・県共同募金会・日本赤十字長野県支部に対してなされたもの {(総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額}－10万円																					
	障・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円) 老 480,000円																					
	扶養 除	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)																				
特定・老人扶養		450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)																					
同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち直系尊属で同居を常況としている者)																					
配偶者		330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)																					
配偶者特別 基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円 330,000円																						
市民 税	個人 所得割	15年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+350,000円(扶養のあるときのみ)を超える人																					
		課税標準額	税率																				
		200万円以下の金額	3%	※税額控除(定率) 算出所得割額×15% (市民税、県民税合計40,000円が上限)																			
		200万円を超え700万円以下の金額	8%																				
		700万円を超える金額	10%																				
		・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。																					
	均等割	3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+19万8千円(扶養のあるときのみ)を超える人)																					
	法人 税率	税割	資本等の金額が1億円未満の法人13.9% ・資本等の金額が1億円以上の法人14.7%																				
		均等割	(1) 資本等の金額50億円超え、	市内の事業所等従業者数50人超の法人	3,600,000円																		
			(2) " 10億円超え50億円以下、	" 50人超の法人	2,100,000円																		
(3) " 10億円超え、			" 50人以下の法人	492,000円																			
(4) " 1億円超え10億円以下、			" 50人超の法人	480,000円																			
(5) " 1億円超え10億円以下、			" 50人以下の法人	192,000円																			
(6) " 1千万円超え1億円以下、			" 50人超の法人	180,000円																			
(7) " 1千万円超え1億円以下、			" 50人以下の法人	156,000円																			
(8) " 1千万円以下			" 50人超の法人	144,000円																			
(9) " 1千万円以下			" 50人以下の法人	60,000円																			
	・平成6年4月1日以降に決算期を迎える法人に適用																						
配当 控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 2.0% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 1.0%	※私募証券投資信託に係るものを除く																				
所得割課税の調整措置 {35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+350,000円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+ (県民税所得割－税額控除)}]=調整額																							
非課税限度額 1,250,000円(障害者・老年者・寡婦(夫)・未成年者のみ)																							
公的年金等に係る雑所得の金額																							
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入額(a)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円未満</td> <td>(a)－700千円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(a)×75%－ 375千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(a)×85%－ 785千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(a)×95%－1,555千円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入額(a)	雑所得の額	130万円未満	(a)－700千円	130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 375千円	410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 785千円	770万円以上	(a)×95%－1,555千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入額(b)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>260万円未満</td> <td>(b)－1,400千円</td> </tr> <tr> <td>260万円以上460万円未満</td> <td>(b)×75%－ 750千円</td> </tr> <tr> <td>460万円以上820万円未満</td> <td>(b)×85%－1,210千円</td> </tr> <tr> <td>820万円以上</td> <td>(b)×95%－2,030千円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入額(b)	雑所得の額	260万円未満	(b)－1,400千円	260万円以上460万円未満	(b)×75%－ 750千円	460万円以上820万円未満	(b)×85%－1,210千円	820万円以上	(b)×95%－2,030千円
公的年金等の収入額(a)	雑所得の額																						
130万円未満	(a)－700千円																						
130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 375千円																						
410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 785千円																						
770万円以上	(a)×95%－1,555千円																						
公的年金等の収入額(b)	雑所得の額																						
260万円未満	(b)－1,400千円																						
260万円以上460万円未満	(b)×75%－ 750千円																						
460万円以上820万円未満	(b)×85%－1,210千円																						
820万円以上	(b)×95%－2,030千円																						

税目	年度	17													
	区分														
収入より	青色専従者	完全給与額													
	白色専従者	配偶者 860,000円 その他 500,000円													
控除	給与所得控除	最低	650,000円												
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)												
所得	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額													
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費													
	社会保険料	支払った金額の全額													
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金													
	生命保険料	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円													
	(一般の生命保険料 個人年金保険料)														
	損害保険料	短期契約 最高2,000円、長期契約 最高10,000円、短期及び長期契約 最高 10,000円													
	寄附金	市・県・県共同募金会・日本赤十字社長野県支部に対してなされたもの 〔(総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額〕－10万円													
	障害・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円) 老 480,000円													
	除	扶養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)											
特定・老人扶養			450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)												
同居老親等扶養			450,000円(老人扶養者のうち直系尊属で同居を常況としている者)												
配偶者		330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)													
配偶者特別	配偶者の所得により30,000円～330,000円														
基礎	330,000円														
市民税	個人	所得割	16年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+350,000円(扶養のあるときのみ)を超える人 <table border="1"> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> <th>※税額控除(定率)</th> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>算出所得割額×15%</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え700万円以下の金額</td> <td>8%</td> <td>(市民税、県民税合計40,000円が上限)</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> </table> ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。	課税標準額	税率	※税額控除(定率)	200万円以下の金額	3%	算出所得割額×15%	200万円を超え700万円以下の金額	8%	(市民税、県民税合計40,000円が上限)	700万円を超える金額	10%	
		課税標準額	税率	※税額控除(定率)											
	200万円以下の金額	3%	算出所得割額×15%												
	200万円を超え700万円以下の金額	8%	(市民税、県民税合計40,000円が上限)												
	700万円を超える金額	10%													
	均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+19万8千円(扶養のあるときのみ)を超える人) 1,500円(均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻で夫と同一市町村に住所を有する者)													
	法人	税割	・資本等の金額が1億円未満の法人13.9% ・資本等の金額が1億円以上の法人14.7%												
		均等割	資本等の金額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地区	旧松本市・四賀地区									
			(1) 50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円									
			(2) 50億円超	50人以下	410,000円	492,000円									
(3) 10億円超50億円以下			50人超	1,750,000円	2,100,000円										
(4) 10億円超50億円以下			50人以下	410,000円	492,000円										
(5) 1億円超10億円以下			50人超	400,000円	480,000円										
(6) 1億円超10億円以下			50人以下	160,000円	192,000円										
(7) 1千万円超1億円以下			50人超	150,000円	180,000円										
(8) 1千万円超1億円以下			50人以下	130,000円	156,000円										
(9) 1千万円以下	50人超		120,000円	144,000円											
(10) 1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円												
※旧各村民区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)以前に終了した事業年度分の法人の均等割及び期準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。 ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間報告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。															
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	2.0%												
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	1.0%												
※私募証券投資信託に係るものを除く															
所得割課税の調整措置 [35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+350,000円]－〔総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}〕＝調整額															
非課税限度額 1,250,000円(障害者・高齢者・寡婦(夫)・未成年者のみ)															
公的年金等に係る雑所得の金額															
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合			イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合												
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額													
130万円未満		(a)－700千円													
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 375千円													
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 785千円													
770万円以上		(a)×95%－1,555千円													
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額													
260万円未満		(b)－1,400千円													
260万円以上460万円未満		(b)×75%－ 750千円													
460万円以上820万円未満		(b)×85%－1,210千円													
820万円以上		(b)×95%－2,030千円													

税目	年度		17							
	区分									
固定資産税	税率	1.4%								
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円				
	その他	据置措置 下記の場合は1.00		評価負担水準		負担率		農地		
			下落率	負担水準					90%以上	1.025
		商業地	15%以上	45%以上	商 業 地	70%を本則とする			80～90	1.05
		小規模住	15% "	55%		60～70	1.00		70～80	1.075
		一般住	15% "	50%		40～60	1.025		70未満	1.10
						30～40	1.05			
				20～30		1.075				
				10～20		1.10				
			10%未満	1.15						
		*負担水準＝ $\frac{\text{平成16年度課税標準額}}{\text{平成17年度評価額} \times \text{特例}}$ *下落率＝ $\frac{\text{平成17年度評価額}}{\text{平成14年度評価額}}$								
		1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。								
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車		四輪乗用(営)		5,500円				
		50cc以下	1,000円	(自)		7,200円				
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)		3,000円				
		125cc以下	1,600円	(自)		4,000円				
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車						
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車		専ら雪上を走行するもの		2,400円				
	ア 軽自動車	農耕作業用自動車		1,600円						
	二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車		4,700円					
	三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車		4,000円					
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{2,977\text{円}}{1,000\text{本}}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,412\text{円}}{1,000\text{本}}$					
	その他	返還に係る製造たばこについても同様								
特別土地保有税		平成15年度から課税停止								
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円								
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域)固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施			
		旧松本地区	医療分 9.0%	22,200円	18,000円	530,000円				
	四賀地区	介護分 1.6%	4,440円	3,960円	80,000円					
		医療分 6.0%	22,200円	18,000円	530,000円					
	奈川地区	介護分 1.0%	4,440円	3,960円	80,000円					
		医療分 6.6%	22,200円	18,000円	530,000円					
	安曇地区	介護分 1.3%	4,440円	3,960円	80,000円					
		医療分 6.5%	22,200円	18,000円	530,000円					
	梓川地区	介護分 1.0%	4,440円	3,960円	80,000円					
		医療分 6.0%	22,200円	18,000円	530,000円					

税目	年度	18																					
	区分																						
収入より	青色専従者	完全給与額																					
	白色専従者	配偶者 860,000円 その他 500,000円																					
控除	給与所得控除	最低	650,000円																				
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)																				
所得	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額																					
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費																					
	社会保険料	支払った金額の全額																					
	小規模企業等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金																					
	生命保険料	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円																					
	(一般の生命保険料 個人年金保険料)																						
	損害保険料	短期契約 最高2,000円、長期契約 最高10,000円、短期及び長期契約 最高 10,000円																					
	寄附金	市・県・県共同募金会・日本赤十字社長野県支部に対してなされたもの {(総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額}－10万円																					
	障害・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円)																					
	除	扶養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)																			
特定・老人扶養			450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)																				
同居老親等扶養			450,000円(老人扶養者のうち直系尊属で同居を常況としている者)																				
配偶者		330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)																					
配偶者特別	配偶者の所得により30,000円～330,000円																						
基礎	330,000円																						
市民税	個人	所得割	17年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円(扶養のあるときのみ)を超える人																				
			<table border="1"> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> <th>※税額控除(定率)</th> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>算出所得割額×7.5%</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え700万円以下の金額</td> <td>8%</td> <td>(市民税、県民税合計20,000円が上限)</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> </table>	課税標準額	税率	※税額控除(定率)	200万円以下の金額	3%	算出所得割額×7.5%	200万円を超え700万円以下の金額	8%	(市民税、県民税合計20,000円が上限)	700万円を超える金額	10%									
	課税標準額	税率	※税額控除(定率)																				
	200万円以下の金額	3%	算出所得割額×7.5%																				
	200万円を超え700万円以下の金額	8%	(市民税、県民税合計20,000円が上限)																				
	700万円を超える金額	10%																					
	均等	割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)																				
			1,500円(均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻で夫と同一市町村に住所を有する者)																				
	税率	法人	均等割	資本等の金額が1億円未満の法人13.9%																			
				資本等の金額が1億円以上の法人14.7%																			
個人		均等割	資本等の金額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地区	旧松本市・四賀地区																	
			(1) 50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円																	
			(2) 50億円超	50人以下	410,000円	492,000円																	
			(3) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	2,100,000円																	
			(4) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	492,000円																	
			(5) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	480,000円																	
			(6) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	192,000円																	
			(7) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	180,000円																	
	(8) 1千万円超1億円以下		50人以下	130,000円	156,000円																		
	(9) 1千万円以下		50人超	120,000円	144,000円																		
(10) 1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円																				
※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)以前に終了した事業年度分の法人の均等割及び期準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。																							
※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間報告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。																							
配当	控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 2.0%																				
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 1.0%	※私募証券投資信託に係るものを除く																				
所得割課税の調整措置 {35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)]=調整額																							
非課税限度額 1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未成年者のみ。S15.1.2以前生まれは、年税額の2/3を減額)																							
公的年金等に係る雑所得の金額																							
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合																					
<table border="1"> <tr> <th>公的年金等の収入額(a)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> <tr> <td>130万円未満</td> <td>(a)－700千円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(a)×75%－ 375千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(a)×85%－ 785千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(a)×95%－1,555千円</td> </tr> </table>		公的年金等の収入額(a)	雑所得の額	130万円未満	(a)－700千円	130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 375千円	410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 785千円	770万円以上	(a)×95%－1,555千円	<table border="1"> <tr> <th>公的年金等の収入額(b)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> <tr> <td>330万円未満</td> <td>(b)－1,200千円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(b)×75%－ 375千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(b)×85%－ 785千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(b)×95%－1,555千円</td> </tr> </table>		公的年金等の収入額(b)	雑所得の額	330万円未満	(b)－1,200千円	330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 375千円	410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 785千円	770万円以上	(b)×95%－1,555千円
公的年金等の収入額(a)	雑所得の額																						
130万円未満	(a)－700千円																						
130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 375千円																						
410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 785千円																						
770万円以上	(a)×95%－1,555千円																						
公的年金等の収入額(b)	雑所得の額																						
330万円未満	(b)－1,200千円																						
330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 375千円																						
410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 785千円																						
770万円以上	(b)×95%－1,555千円																						

税目	年度		18																																
	区分																																		
固定資産税	税率	1.4%																																	
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円																													
	その他	商業地	評価負担水準		課税標準額算出方法		農地	評価負担水準		負担率																									
			70%超	評価額の70%まで引下げ		90%以上		1.025																											
			60%～70%	前年度課税標準額据え置き		80～90		1.05																											
		住宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%		70～80	1.075																												
			・上限 評価額×60%		・下限 評価額×20%		70未満	1.10																											
			評価負担水準		課税標準額算出方法																														
	100%超	本則課税となり引下げ																																	
	80%以上100%以下	前年度の課税標準額据え置き																																	
80%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5%																																		
		・上限 <A>×80%		・下限 <A>×20%																															
		<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 *負担水準＝ $\frac{\text{平成17年度課税標準額}}{\text{平成18年度評価額} \times \text{特例}}$																																	
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車 <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>四輪乗用(営)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>(自)</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪貨物(営)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>(自)</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> イ 小型特殊自動車 2. 軽自動車及び小型特殊自動車 <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ア 軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用自動車</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他の小型特殊自動車</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> </table> 3. 二輪の小型自動車 4,000円						50cc以下	1,000円	四輪乗用(営)	5,500円	90cc以下	1,200円	(自)	7,200円	125cc以下	1,600円	四輪貨物(営)	3,000円	ミニカー	2,500円	(自)	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	ア 軽自動車		農耕作業用自動車	1,600円	二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車	4,700円	三輪	3,100円
50cc以下	1,000円	四輪乗用(営)	5,500円																																
90cc以下	1,200円	(自)	7,200円																																
125cc以下	1,600円	四輪貨物(営)	3,000円																																
ミニカー	2,500円	(自)	4,000円																																
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																		
ア 軽自動車																																			
農耕作業用自動車	1,600円																																		
二輪	2,400円																																		
その他の小型特殊自動車	4,700円																																		
三輪	3,100円																																		
市たばこ税	税率	改正前 紙巻たばこ等 2,977円/1,000本		旧3級品のたばこ 1,412円/1,000本		改正後 3,298円/1,000本 1,564円/1,000本																													
	その他	返還に係る製造たばこについても同様 たばこ税の税率改正に伴い、改正時点で販売用たばこ30,000本以上所有者に対し「手持品課税」実施																																	
特別土地保有税		平成15年度から課税停止																																	
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																	
都市計画税	税率	0.2%																																	
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																	
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																	
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施																												
	旧松本地区	医療分	9.0%	22,200円	18,000円	530,000円																													
		介護分	1.6%	4,440円	3,960円	90,000円																													
	四賀地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円																													
		介護分	1.2%	4,440円	3,960円	90,000円																													
	奈川地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円																													
		介護分	1.3%	4,440円	3,960円	90,000円																													
	安曇地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円																													
		介護分	1.2%	4,440円	3,960円	90,000円																													
	梓川地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円																													
介護分		1.2%	4,440円	3,960円	90,000円																														

市 税 概 要

平成18年9月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000